○奈良県警察通信運用改善専門委員会運営要綱の制定について

（昭和51年５月15日例規第11号）

［沿革］　昭和58年６月例規第12号、63年７月第27号、平成元年５月第28号、３年２月第９号、４年５月第28号、７年12月第74号、８年12月第50号、９年８月第32号、13年４月第17号、16年６月第22号、20年３月第25号改正

この例規は、警察通信の効果的な運用を図るため、奈良県警察通信運用改善専門委員会の設置及び運営について必要な事項を定めたものです。